

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
H25.11.2	住居表示変更	変更前	郵便局	234830	静岡羽高郵便局	-	静岡県静岡市葵区北332-12	-						-	
		変更後	郵便局	234830	静岡羽高郵便局	-	静岡県静岡市葵区北1-8-31	-							-
H25.11.5	住居表示変更	変更前	郵便局	471640	田辺湊郵便局	-	和歌山県田辺市湊521-17							-	
		変更後	郵便局	471640	田辺湊郵便局	-	和歌山県田辺市東陽28-3								-
H25.12.1	業務変更	変更前	郵便局	718540	海士江簡易郵便局		熊本県八代市海士江町2683-1								
		変更後	営業所	718540	海士江簡易郵便局		熊本県八代市海士江町2683-1				×				
H25.12.1	住居表示変更	変更前	営業所	857570	長畑簡易郵便局		山形県東田川郡庄内町余目南田96-2				×				
		変更後	営業所	857570	長畑簡易郵便局		山形県東田川郡庄内町余目南田96-7				×				
H25.12.1	住居表示変更	変更前	営業所	977350	白金温泉簡易郵便局		北海道上川郡美瑛町白金温泉				×		×		
		変更後	営業所	977350	白金温泉簡易郵便局		北海道上川郡美瑛町白金				×		×		
H25.12.2	業務変更	変更前	営業所	048270	郷原簡易郵便局		群馬県安中市郷原589-1	-			×		×		
		変更後	営業所	048270	郷原簡易郵便局		群馬県安中市郷原589-1	-			×				
H25.12.2	業務変更	変更前	営業所	048320	厚田簡易郵便局		群馬県吾妻郡東吾妻町厚田711-1				×				
		変更後	営業所	048320	厚田簡易郵便局		群馬県吾妻郡東吾妻町厚田711-1				×		×		
H25.12.2	契約解除	変更前	営業所	067600	美浦トレーニングセンター内簡易郵便局		茨城県稲敷郡美浦村美駒2500-2	-			×				
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H25.12.2	業務変更	変更前	営業所	127990	秋津新田簡易郵便局		新潟県佐渡市長江1053			×	×	×	×		
		変更後	営業所	127990	秋津新田簡易郵便局		新潟県佐渡市長江1053				×				
H25.12.2	業務変更	変更前	営業所	128470	五十嵐一ノ町簡易郵便局		新潟県新潟市西区五十嵐東3-1-53	-		×	×	×	×		
		変更後	営業所	128470	五十嵐一ノ町簡易郵便局		新潟県新潟市西区五十嵐東3-1-53	-			×				

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由	郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
-------	-------	--------------	------	----	-------	-----	-----	-----------	-----------	-----------	---------------	-----------------	------------------	----

注1 郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。

2 当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「 」を記入すること。

3 所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「 」を記入すること。

4 (1)から(5)までについては、実施する業務には「 」 、実施しない業務には「 × 」を各該当欄に記入すること。

5 当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関連銀行又は関連保険会社の営業所」の欄に「関連銀行」又は「関連保険会社」を記入すること。その他届出時の状況に応じて備考欄に記入すること。